

東北電力株式会社
東通原子力発電所
平成30年度(第2回)保安検査報告書

平成30年11月
原子力規制委員会

目次

| | |
|----------------------------|----|
| 1. 実施概要 | 1 |
| (1) 保安検査実施期間 | 1 |
| (2) 保安検査実施者 | 1 |
| 2. 東通原子力発電所の設備及び運転概要 | 1 |
| 3. 保安検査内容 | 1 |
| 4. 保安検査結果 | 2 |
| (1) 総合評価 | 2 |
| (2) 検査結果 | 4 |
| (3) 違反事項 | 10 |
| 5. 特記事項 | 10 |

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成30年8月27日(月)

至 平成30年9月 7日(金)

(2) 保安検査実施者

東通原子力規制事務所

大場 國久

前田 富成

山本 晋児

種市 隆人

森 一義

2. 東通原子力発電所の設備及び運転概要

| 号機 | 出力 (万kW) | 運転開始年月 | 前四半期から保安検査終了日までの 運転状況 |
|-----|-------------|----------|---|
| 1号機 | 110 | 平成17年12月 | 運転期間 (—) 停止期間 (平成23年2月6日～) 施設定期検査期間 (平成23年2月6日～) |

3. 保安検査内容

今回の保安検査では、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査及び関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の確認、記録確認、発電用原子炉施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は年度保安検査計画に基づく検査項目)

- ① 不適合管理・是正処置・予防処置の実施状況(改善活動の取組状況)
- ② 保守管理等の実施状況
- ③ 外部事象等に対する体制の整備状況
- ④ 特別な保全計画及び実施に係る検査(抜き打ち検査)

(2) 追加検査項目

なし

4. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「不適合管理・是正処置・予防処置の実施状況(改善活動の取組状況)」「保守管理等の実施状況」「外部事象等に対する体制の整備状況」及び「特別な保全計画及び実施に係る検査(抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

検査の結果、「不適合管理・是正処置・予防処置の実施状況(改善活動の取組状況)」については、平成29年4月末時点で処置の完了していない案件が140件確認されたが、その後進捗管理を行うなどの改善を図り、平成30年4月末には66件に、平成30年8月17日時点では48件に削減されたことを、「不適合事象データベース管理台帳」等により確認した。

また、平成29年度第1回保安検査で指摘した、電動弁のリフト値を管理値として扱うか合否判定値として扱うかが不明確であった件については、調査を行い、設備点検における測定項目において、関係する課や点検を担当する企業によって測定項目の扱いや判定基準が異なるものが多数あること、対策としては、判定基準を超える場合は総合判定を不合格として不適合管理するとともに関係各課で情報共有すること、測定項目の扱いの異なるものについては判定基準、目標基準、参考等として統一して扱うこと等、平成30年6月から実施中の第5回安全維持点検から対応を実施していることを、「設備点検の判定基準に対する今後の対応について(平成30年6月28日)」等により確認した。

「保守管理等の実施状況」については、非常用ディーゼル発電機の保全計画及び点検計画が手順書等に基づき策定され、点検、試験検査等が実施されていることを「保修業務実施手順書」「計画保修作業手順書」「特別な保全計画(個別計画書)」「工事報告書」等により確認した。

性能維持の確認に係る定例試験については、「定期試験手順書」に基づき試験が実施され、判定基準に対して性能が満足していることを非常用ディーゼル発電機(A系)の手动起動試験に立会い確認した。

設備の最新状態を把握できる図書の整備状況については、不適合の対策として構造変更及び取替えを実施した部位について、事業者の管理している図面が構造変更後の最新図面に更新され、管理されていることを図書管理室の管理状況により確認した。

保全活動管理指標の監視については、「保全活動管理指標設定・監視手順書」に基づき、プラントレベル及び系統レベルの管理指標及び目標値が設定され、監視計画に基づく監視及び定期的な評価が実施されていることを「保全活動管理指標監視計画」「保全活動管理指標集計表」等により確認した。

保全の有効性評価については、「保全の有効性評価実施手順書」に基づき、保全活動から得られた情報が有効性評価に必要な項目に分類され、取りまとめられていることを「保

全の有効性評価一覧表」より確認した。また、評価の結果から点検内容の見直し、作業手順の改善等が必要と判断された事項については、「工事仕様書」「計画保修作業手順書」等への反映が行われていることを確認した。

なお、保全の有効性評価により点検間隔を延長した非常用ディーゼル発電機の一部の設備において、点検結果(アズファウンドデータ)のみで延長が可能であると評価し、評価対象部位に想定される劣化事象に対する考慮が十分でなく、技術評価として不十分なものが確認されたことから改善するように気付き事項として指摘した。

「外部事象等に対する体制の整備状況」については、要領等に定められた手順が準備されていること、警戒体制の発令・解除及び周知がおこなわれていることを「非常災害対策実施手順書」等により確認した。防災業務関連設備・機器等については、要領等に設備内容、点検・整備の実施担当課等が定められ、点検整備が行われていることを防災資機材の点検結果等及び現場において確認した。更に、昨年度の訓練分析に基づき年度計画を作成し各種防災訓練を通じて防災業務関連設備・機器等の取扱い訓練が実施されていることを計画及び実施記録により確認した。

「特別な保全計画及び実施に係る検査(抜き打ち検査)」については、平成29年度第2回保安検査で指摘した、一部の設備の点検計画予実績表への実績反映が遅れた件において、原因の究明及び対策の検討を行い、点検計画予実績表の制定、変更及び実績反映に関する業務を明確にするとともに、点検計画の策定、発注手続き、保全の実施、実績反映、点検結果の確認・評価、保全の有効性評価等の業務の流れが点検計画の策定イメージとして明確にされたことを、「保修業務実施手順書 平成30年5月31日(第37回改正)」等により確認した。

また、平成30年6月から開始された第5回安全維持点検においては、それ以前の点検実績が反映された点検計画が策定され、発注手続きが行われていることを、改正手続き決定書、実施決定書等により確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者からの施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視等を行った結果、保安規定違反となる事項は認められなかった。また、定例試験(非常用ディーゼル発電機(A系)手動起動試験)に立会い、体制、手順等について問題なく実施されていることを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は良好なものであったと判断する。

(2) 検査結果

① 不適合管理・是正処置・予防処置の実施状況(改善活動の取組状況)

新検査制度では、事業者の改善活動(コレクティブアクション)に係るプログラムが有効に機能することが重要になる。現在、事業者においては、同プログラムの充実に取り組んでいるところであり、こうした状況を踏まえ、事業者の改善活動に係るプログラムの充実及び運用の状況について確認した。

また、平成29年度の保安検査で確認した、電動弁のリフト値が判定基準を逸脱したにもかかわらず、当該のリフト値が管理値か合否判定値かが不明確なまま取り扱われた件について、現在、事業者が改善活動として取り組んでいる原因の究明と対策の実施状況を確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、不適合管理の仕組みの改善については、本年6月に実施した平成30年度第1回保安検査で確認した以降現在までの期間において、要領等の改正を行っていないことを、「不適合管理・是正処置・予防処置要領」「不適合管理運用手順書」等により確認した。

また、是正処置プログラムの導入に向けた検討状況については、平成32年4月導入を目指し準備を進めていることを、説明資料及び聴取により確認した。

不適合処置の実施状況については、平成29年4月末時点で処置の完了していない案件が140件確認されたが、その後進捗管理を行うなどの改善を図り、平成30年4月末には66件に、平成30年8月17日時点では48件に削減されたことを確認した。

また、48件中の12件については起動時又は第5回定検以降でなければ完了確認ができない案件であること、9件については設備の更新工事時に取替等が完了する案件であること、残りの27件については担当各課及び品質保証室にて進捗管理を行い、処理が滞っている案件はないことを、「不適合事象データベース管理台帳」「不適合管理・是正処置・予防処置の処理状況について(5月分～7月分)」、不適合管理詳細票、不適合事象検討会議事録等により確認した。

平成29年度第1回保安検査で指摘した、電動弁のリフト値を管理値として扱うか合否判定値として扱うかが不明確であった件については、平成29年8月に調査計画を策定し調査した結果、電動弁において同様の案件は当該弁を含み2件のみであること、電動弁、電磁弁、空気作動弁、ポンプ等の設備点検における絶縁抵抗、電圧、電流、作動時間、ストローク等の測定項目において、関係する課や点検を担当する企業によって測定項目の扱いや判定基準が異なるものが多数あることを、不適合管理詳細票、調査計画、調査結果等により確認した。

本件の対策としては、判定基準を超える場合は総合判定を不合格として不適合管理するとともに関係各課で情報共有すること、測定項目の扱いの異なるものについては判定

基準、目標基準、参考等として統一して扱うこと、これらの対策を関係する課や点検を担当する企業に周知するとともに教育資料に反映したこと、平成30年6月から実施中の第5回安全維持点検から対策を実施していることを、「設備点検の判定基準に対する今後の対応について(平成30年6月28日)」、保修関係通知文書、教育資料及び聴取により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

② 保守管理等の実施状況

実用発電用原子炉施設においては、ここ数年来、中央制御室非常用循環系や非常用ディーゼル発電機などの安全上重要な設備・機器等の事故・トラブルが発生している。また、現場の実状を反映した図面などプラントの最新状態を把握できる図書の整備が課題となっている。

東通原子力発電所においては、1号機が施設定期検査のために平成23年2月6日から長期停止しており、全ての燃料を使用済燃料プールに移動済みであることから、炉心から燃料が取り出された状態でもその機能が要求される非常用ディーゼル発電機について、保守管理、性能維持の確認に係る定例試験、不適合に係る是正処置等の実施状況及び設備の最新状態を把握できる図書の整備状況を確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、非常用ディーゼル発電機の保守管理については、「保修業務実施手順書」及び「保全計画最適化手順書」に基づき、保全対象範囲、保全重要度、保全方式、点検方法、点検頻度等を定めるとともに、それらの情報を取りまとめた保全計画として「計画保修作業手順書」を策定していること、点検方法や点検の実施時期等を取りまとめた点検計画として「点検計画予実績表」を策定していることを確認した。

また、東通原子力発電所第1号機においては停止期間が長期化していることから、停止中においてもプラントの安全確保を目的とした「東通原子力発電所第1号機 第4保全サイクルにおける長期停止に伴う点検の実施方針」に基づき、特別な保全計画として「特別な保全計画(安全維持点検(4回目)個別計画書)」が策定されていることを確認した。

点検計画に基づく点検の実施状況については、「特別な保全計画(安全維持点検(4回目)個別計画書)」に基づき、計画された非常用ディーゼル発電機に関連する設備の点検対象、点検内容、試験検査等が「工事仕様書」及び「工事要領書」に反映され、計画どおりに点検、試験検査等が実施されたことを「工事報告書」により確認した。また、点検等において抽出された所見については、保全の有効性評価を実施し、その評価結果から、作業手順の改善、部品の取替え等の改善事項が「点検計画予実績表」「工事仕様書」等に反映されていることを確認した。

点検後の性能試験については、「保修作業実施手順書」に基づき、協力企業から提

出され、事業者が承認した「工事要領書」に判定基準、実施体制、試験範囲並びに測定機器及び監視機器(以下「測定機器等」という。)が定められており、当該要領書に定めた試験を実施することにより、設備が所定の機能性能を発揮している状態であることの確認・評価を実施していることを工事報告書に添付されている「始動時間および過速度試験記録」「機関性能運転記録」「制御盤外観点検・性能試験工事記録」等により確認した。

また、工事要領書に定められている判定基準については、「系統設計仕様書」「機器設計仕様書」「機器設定値の根拠書」等と整合しており、判定基準の根拠が明確であることを確認した。測定機器等については、「検査および試験要領」に基づき、試験に必要な測定機器等の選定を行い、工事要領書に明確にするとともに試験内容に対して適切なものであることを確認していること、測定機器等が校正期限内であること及び測定レンジと測定精度が適切であることについては、「監視機器および測定機器の管理要領」に基づいて確認していることを「測定工具管理台帳」「校正記録」等により確認した。

性能維持の確認に係る定例試験については、「定期試験手順書」に従い、試験前準備として系統構成の確認、測定機器等の確認等が行われていること、設備の操作は試験手順に従い実施され、所定のデータが採取されていること、他発電所で発生した排気管伸縮継手の破損事象を踏まえ、保修課員による当該部位の異常の有無が確認されていること、データは判定基準に照らして満足していることを確認していることを8月28日に実施された非常用ディーゼル発電機(A系)の手動起動試験に立会い、確認した。

非常用ディーゼル発電機に関連する不適合の処置状況については、運転開始以降に発生した設備に関連する47件の不適合から12件を抽出し確認した結果、11件について不適合処置、是正処置及び予防処置が完了していることを「詳細票(不適合処置)」「詳細票(是正処置／予防処置)」により確認した。また、処置が未実施である1件については、破損した温度計のフレキシブルチューブの交換を現在実施している安全維持点検(5回目)で実施する計画であることを、工事仕様書に添付されている「温度計修繕工事個別仕様表」により確認した。

設備の最新状態を把握できる図書の整備状況については、不適合の対策として構造変更及び取替えを実施した吸気ドレンセパレータ及び機関付燃料油循環調圧弁について確認した結果、事業者の管理している図面が構造変更後の最新図面に更新され、管理されていることを図書管理室の管理状況により確認した。

保全の有効性を監視、評価するための保全活動管理指標(以下「PC」という。)の監視については、「保全活動管理指標設定・監視手順書」に基づき、プラントレベル及び系統レベルの管理指標及び目標値が「保全活動管理指標設定管理表」として設定されていること、監視計画については「保全活動管理指標監視計画(第4監視サイクル)」が策定され、監視が行われていることを確認した。監視結果については、四半期毎に保全活動

管理指標検討会においてプラントレベル及び系統レベルの監視結果について報告されていること、また、系統レベルのPCについては、監視期間中に発生した不適合事象についてPC判定していることを検討会資料の「保全活動管理指標の監視結果について」「保全活動管理指標(プラントレベル)集計表」「保全活動管理指標(系統レベル)集計表」「不適合事象のPC判定について」等により確認した。

なお、第4監視サイクル中において、平成23年3月11日及び4月7日に地震を起因とする非常用ディーゼル発電機の計画外作動があったものの、地震の発生に伴う外部電源の喪失による自動起動であり、設備、機器の故障によるものではないと判定していることを「保全活動管理指標判定表」により確認した。

保全の有効性評価については、「保全の有効性評価実施手順書」に基づき実施されており、非常用ディーゼル発電機の保全活動から得られた情報については、「保全の有効性評価一覧表」に保全活動管理指標の監視結果、保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績等の保全の有効性評価に必要な項目に分類され、取りまとめられていることを確認した。評価の結果から点検内容の見直し、作業手順の改善、部品の取替え等の改善が必要と判断されたものについては、「工事仕様書」「計画保修作業手順書」等への反映が行われていることを確認した。

保全の有効性評価により点検間隔を延長したものについては、点検及び取替結果の評価、類似機器等の使用実績による評価により、点検間隔が延長できると判断していることを「技術評価書」、評価書添付の「保全内容決定表」「保全の有効性評価シート」により確認した。

なお、点検間隔を延長した非常用ディーゼル発電機の一部の設備において、点検結果(アズファウンドデータ)のみで延長が可能であると評価し、評価対象部位に想定される劣化事象に対する考慮が十分でなく、技術評価として不十分なものが確認されたことから改善するように気付き事項として指摘した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

③ 外部事象等に対する体制の整備状況

ここ数年来、実用発電用原子炉施設においては、原子炉建屋への雨水流入が生じた事例等が発生している。また、外部事象等に対する体制については新規制基準において強化されているところであり、関連設備・機器等の管理や、非常時の体制、要員の教育訓練、関連マニュアル類の整備など様々な事業者の取組が重要となっている。

一方、東通原子力発電所においては、現在、新規制基準適合性に係る設置変更許可申請の審査中であり、関連設備・機器等の設置は許可後になるため、新規制基準に係わる非常時の体制、要員の教育訓練、関連マニュアル類についてはそれ以降整備されることになるが、他の原子炉施設で原子炉建屋への雨水流入等の事例が発生しているこ

とを踏まえ、大雨強風積雪等に係る体制の整備状況について確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、非常災害時の対策要員の動員については、「非常災害対策実施手順書」に従い、「非常災害対策本部事務局構成表(一般災害用)」に優先順位付きの個人名で事前指定され、「緊急時連絡先一覧表」により電話番号等の具体的な連絡先が明記されており、それぞれ平成30年7月の人事異動を反映して改正されていることを確認した。また、平成30年8月24日の台風20号接近に伴い、「非常災害対策実施手順書」に定められた警戒体制を発電所長が発令・解除していること、対策要員等に周知されていることを「災害対策連絡票」及び周知文書により確認した。

外部事象等に対処するための関連設備・機器等に関しては、「非常災害対策実施手順書」等に従い、その種類、数量、配置等を定めるとともに、同手順書に指定された維持・管理の担当課において点検整備されていることを「平成30年度上期消火器点検結果内訳表」「原子力防災資機材および原子力防災資機材以外の資機材等の点検結果について(平成29年度第4四半期、30年度第1四半期)」等により確認した。また、関連設備・機器等のうち、代替海水ポンプ(送水車)、高圧応急用発電機車、バックホウ、ホイールローダー、タンクローリー及び中央制御室保管糧食については、保管管理状況に問題がないことを現場において確認した。

非常災害対策に係る教育・訓練に関しては、一般災害に係る訓練について、総務課長が「非常災害対策実施手順書」に基づき、平成30年7月27日に「安否確認訓練」、平成30年3月29日に「避難誘導訓練」等を実施していることを報告書及び周知文書により確認した。

また、原子力防災に係る訓練については、技術課長が「原子力災害対策実施手順書」に定める年度計画を作成し、これに基づき訓練を実施していることを「平成30年度緊急時対応訓練中期計画の策定について」及び「平成30年度第5回アクセスルート確保訓練報告書」により確認した。更に、平成30年度の年度計画への昨年度の訓練評価結果等の反映状況については、平成29年度に実施した訓練の評価を実施し、抽出された課題の改善対応がなされ、特に想定される外部事象等を全て網羅できるようにするための、要素訓練と訓練条件(発生時間帯、気象条件等)のマトリックスを作成し、各課と調整した上で改善に取り組んでいることを、「平成29年度原子力防災に係る訓練の評価結果について」「平成30年度緊急時対応訓練中期計画の策定について」「訓練条件の網羅性確保マトリックス(予実績表)(案)」及び社内通知文書により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

④ 特別な保全計画及び実施に係る検査(抜き打ち検査)

平成29年度に実施した保安検査において一部の設備の点検計画予実績表への実績反映の遅れが確認されたことから、現在、事業者が改善活動として取り組んでいる原因の究明と対策の実施状況を確認するとともに、平成30年6月から実施中の第5回安全維持点検においては、それ以前の点検実績が確実に反映された点検計画を立案しているかを確認することとし、検査を実施した。

検査の結果、平成29年度第2回保安検査で指摘した、一部の設備の点検計画予実績表への実績反映が遅れた件については、原因究明を行った結果、点検計画予実績表の管理上の問題点及び保全業務プロセス全体の流れの問題点の2点の問題点があること、前者は、一部の担当者が点検実績の反映は点検計画予実績表の次回改正に合わせて実施すれば良いとの誤った認識をしていたために、実績反映が次の点検の発注より後になってしまったこと、後者は、保全業務において実施する業務は認識していたものの、点検終了後の業務や発注手続き等の全体の流れを明確に認識していなかったことが原因であると特定したことを、不適合管理詳細票、不適合事象検討会議事録等により確認した。

本件の対策のうち、点検計画予実績表の管理上の問題点については、保全サイクル開始前までに点検計画予実績表を制定すること、点検手順や実施時期、点検計画の変更及び点検終了後の実績の反映は次の点検に伴う調達手続き開始前までに点検計画予実績表を改正することを明確にしたこと、保全業務プロセス全体の流れの問題点については、点検計画の策定、発注手続き、保全の実施、実績反映、点検結果の確認・評価、保全の有効性評価等の業務の流れが点検計画の策定イメージとして明確にされたこと、これらの対策は「標準文書取扱手順書」に従い「保修業務実施手順書」に反映したことを、「保修業務実施手順書 平成30年5月31日(第37回改正)」、保安運営委員会議事録、改正手続き決定書等により確認した。

また、第4回安全維持点検(平成28年12月27日～平成29年8月30日)の実績の反映が、第5回安全維持点検(平成30年6月27日～平成31年4月5日)の実施決定(平成29年12月8日決定)以前の平成29年11月7日に、点検計画予実績表の第14回改正として行われたこと、これらの原因究明と対策の検討が不適合管理として行われたことを、改正手続き決定書、実施決定書、不適合管理詳細票等により確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断した。

(3)違反事項

なし

5. 特記事項

なし

保安検査日程

| 月 日 | 号 機 | 8月27日 (月) | 8月28日 (火) | 8月29日 (水) | 8月30日 (木) | 8月31日 (金) | 9月1日 (土) | 9月2日 (日) |
|-------|------|--|--|--|--|---|---|----------|
| 午 前 | (1号) | <ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ●運転管理状況の確認・記録確認 ●中央制御室の巡視 ●原子炉施設の巡視 | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ●非常用ディーゼル発電機(A系)手動起動試験 | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ◎保守管理等の実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ◎外部事象等に対する体制の整備状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ◇特別な保全計画及び実施に係る検査 ◎保守管理等の実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室の巡視 | |
| 午 後 | (1号) | <ul style="list-style-type: none"> ◎不適合管理・是正処置・予防処置の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の確認・記録確認 ◎保守管理等の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の確認・記録確認 ◎保守管理等の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の確認・記録確認 ◎外部事象等に対する体制の整備状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 | <ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の確認・記録確認 ◎保守管理等の実施状況 ◎外部事象塔に対する体制の整備状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 | | |
| 勤務時間外 | (1号) | | | <ul style="list-style-type: none"> ●中央制御室の巡視 | | | | |

○:基本検査項目 ◎:年度保安検査計画に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

保安検査日程

| 月 日 | 号 機 | 9月3日(月) | 9月4日(火) | 9月5日(水) | 9月6日(木) | 9月7日(金) | 9月8日(土) | 9月9日(日) | |
|-----|-------|---|--|---|--|--|--|---------|--|
| 12 | 午前 | (1号) ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ◇特別な保全計画及び実施に係る検査 ◎保守管理等の実施状況 | (1号) ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ●原子炉施設の巡視 ◇特別な保全計画及び実施に係る検査 ◎保守管理等の実施状況 | (1号) ●検査前会議 ●運転管理状況の確認・記録確認 ◎保守管理等の実施状況 | (1号) ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ●原子炉施設の巡視 ●運転管理状況の確認・記録確認 ◎保守管理等の実施状況 | (1号) ●検査前会議 ●中央制御室の巡視 ●原子炉施設の巡視 ●運転管理状況の確認・記録確認 ◎保守管理等の実施状況 | (1号) ●検査前会議 ●運転管理状況の確認・記録確認 ●中央制御室の巡視 | | |
| | 午後 | (1号) ●運転管理状況の確認・記録確認 ◎不適合管理・是正処置・予防処置の実施状況 ◎保守管理等の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 | (1号) ●運転管理状況の確認・記録確認 ◎保守管理等の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 | (1号) ●中央制御室の巡視 ●原子炉施設の巡視 ◎保守管理等の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 | (1号) ◎保守管理等の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 | (1号) ◎保守管理等の実施状況 ●チーム会議 ●まとめ会議 | (1号) ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議 | | |
| | 勤務時間外 | (1号) | | | | | | | |

○:基本検査項目 ◎:年度保安検査計画に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等